

# 川崎市保育子育て支援物品・保育教材貸出要綱

7 川こ中第54号

令和7年5月1日付局長決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、子育てがしやすく、子どもたちが健やかに育つ地域づくりの実現を図るため、こども未来局保育・子育て推進部が管理する子育て関連物品（以下「物品」という。）を市民や子育て支援を実施する団体等に対して貸出しを行うこと、各保育所等における保育、教育、食育、健康管理のスキルアップを図るために民間保育所等へ必要な教材の貸出しを行うことについて、必要な事項を定める。

## (貸出対象物品)

第2条 貸出しの対象の物品は、次のとおりとする。

(1)遊具

(2)教材

(3)その他、貸出の必要を認める物品

## (貸出対象者)

第3条 貸出しの対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、貸出物品の種類により、第5条に定める物品貸出管理者が認めた範囲とする。

(1)就学前の児童の保護者（川崎市内に住所を有する者に限る。）

(2)川崎市内で子育て支援活動を行う団体

(3) 川崎市内の保育所等施設又は幼稚園

(4) その他、川崎市が適格と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる利用には、物品の貸出しを行わない。

(1) 営利を目的とする利用

(2) 特定の政治、宗教、思想等の普及や活動を目的とする利用

(3) その他、川崎市が不適当と認める利用

(貸出物品の配置)

第4条 貸出物品は次の施設等（以下「物品貸出施設等」という。）に配置する。

(1) 保育・子育て総合支援センター

(2) 保育園（地域子育て支援センターを含む。）

(3) 区保育総合支援担当

(物品貸出管理者)

第5条 物品貸出管理者は次のとおりとする。

物品貸出施設等	物品貸出管理者
(1) 保育・子育て総合支援センター	所長
(2) 保育園（地域子育て支援センターを含む。）	保育・子育て推進部担当課長のうち川崎市物品会計規則第14条の規定に基づき物品管理者に指定された者
(3) 区保育総合支援担当	当該区の担当課長

#### (物品の貸出し)

第6条 物品を借受けようとする者（以下「使用者」という。）は、川崎市子育て関連物品貸出申請書（第1号様式）を、物品貸出管理者宛て提出しなければならない。

2 前項の申請は、貸出し希望日の3か月前にあたる月の1日から提出することができる。

3 物品貸出管理者は、申請内容について適當と認めたときは、貸出しを承諾し、川崎市子育て関連物品・保育教材貸出許可書（第2号様式）を使用者に発行する。なお、申請が競合した場合は先着順とする。

#### (貸出期間及び返却等)

第7条 物品の貸出期間は、原則7日以内とする。ただし、物品貸出管理者が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。また、物品は物品貸出施設等又は指定された場所で受け取り、物品の使用が終わったときは、使用者は借受け前の原状に復して、速やかに返却しなければならない。

#### (使用料)

第8条 物品の貸出しに係る使用料は、無料とする。

#### (貸出しの変更等)

第9条 物品貸出管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、貸出条件の変更又は貸出しを中止することができる。また、これにより生じた損害等について、川崎市は一切その責任を負わない。

- (1)申請者がこの要綱に定める事項に従わないとき。
- (2)貸出物品を市が使用する必要が生じたとき。
- (3)故障又は破損等により使用することができなくなったとき。
- (4)災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5)その他やむを得ない事由が発生したとき。

(管理責任)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)使用者は、物品の破損、又は紛失等のないよう管理し、破損又は紛失等があった場合には速やかにその旨を、物品貸出管理者宛て届け出なければならない。
- (2)前項の破損又は紛失等があった場合は、使用者は、その損害に相当する額又は同等品をもって賠償しなければならない。ただし、川崎市がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減額し、又は免除することができる。
- (3)物品を第三者に転貸・譲渡してはならない。
- (4)物品の使用に際し、必要な消耗品は使用者の負担とする。
- (5)貸出時及び返却時には、物品の状態について、物品貸出施設等の職員による確認を受けなければならない。
- (6)使用者は、物品を撮影した写真や動画を物品著作権者の許諾無くインターネット上にアップロード、配信してはならない。

(事故の発生責任)

第11条 物品の使用により生じた事故等に対しては、使用者の責任

において処理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。